

議案第87号

福岡市普通河川管理条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、普通河川の土地占用料の額を適正なものに改めるとともに、  
 占用面積等に係る端数計算に関する規定を改める等の必要があるによる。

福岡市普通河川管理条例の一部を改正する条例

福岡市普通河川管理条例（平成17年福岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2中	円	円	円	円
	2,300	2,300	2,900	2,900
	3,600	3,600	4,500	4,500
	4,800	4,800	6,100	6,100
	2,100	2,100	2,600	2,600
	3,300	3,300	4,200	4,200
	4,600	4,600	5,700	5,700
	4,200	4,200	5,200	5,200

外径が0.07メートル未満のもの	88	88
	130	130

水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	190	190
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		250	250
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		380	380
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		500	500
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		880	880
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,300	1,300
	外径が1メートル以上のもの		2,500	2,500

を

架空線			26	26
水管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき 1年	110	110
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		160	160
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		230	230
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		310	310
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		470	470
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		630	630
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,100	1,100
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,600	1,600
外径が1メートル以上のもの	3,100	3,100		

に、

470	300
120	81
4,300	3,200
2,800	1,800

を

590	370
150	100
5,400	4,000
3,500	2,200

に改め、同表備考第4項を次の

ように改める。

- 4 占有面積若しくは占有物件の長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年度以降の各年度においてこの条例の施行の日前から継続して河川区域内の土地を占有している物件について、この条例による改正後の福岡市普通河川管理条例第18条の規定により算定した土地占用料の額が、次の各号に掲げる年度の区分に従い当該各号に定める額に1.2を乗じて得た額（以下「調整後の額」という。）を超えることとなる間は、当該物件に係る土地占用料の額は、調整後の額とする。

- (1) 令和6年度 当該物件についてこの条例による改正前の福岡市普通河川管理条例第18条の規定により算定した土地占用料の額
- (2) 令和7年度以降の各年度 当該年度の前年度においてこの項の規定の適用により納入すべきものとされた土地占用料の額